## 特別清算開始

**令和７年（ヒ）第２０３１号**
東京都千代田区丸の内１丁目９番２号　グラントウキョウサウスタワー13階
清算株式会社　株式会社ダイエー
代表清算人　浅野　哲洋
1　決定年月日　令和７年５月26日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（ヒ）第１００５号**
名古屋市中川区清船町５丁目１番地の３
清算株式会社　中部ロジテム株式会社
代表清算人　犬飼　拓治
1　決定年月日　令和７年５月28日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和７年（ヒ）第１００７号**
名古屋市南区南野３丁目129番地
清算株式会社　株式会社ツカサ金属工業所
代表清算人　武内　成泰
1　決定年月日　令和７年５月27日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和７年（ヒ）第１００８号**
名古屋市南区南野３丁目129番地
清算株式会社　株式会社リレイション
代表清算人　武内　成泰
1　決定年月日　令和７年５月27日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和７年（ヒ）第３０１８号**
大阪市北区天神橋２丁目北１番21号
清算株式会社　株式会社三亜トレーデイング
代表清算人　尾島　史賢
1　決定年月日　令和７年５月26日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

**令和７年（ヒ）第１号**
奈良県橿原市小槻町277番地の28
清算株式会社　株式会社西平観光晃車
代表清算人　西平美津子
1　決定年月日　令和７年５月26日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
奈良地方裁判所葛城支部

## 特別清算終結

**令和６年（ヒ）第２０２３号**
東京都港区六本木６丁目12番２号
清算株式会社　株式会社エーピー
1　決定年月日　令和７年５月26日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

## 特別清算協定認可

**令和７年（ヒ）第２０１７号**
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号新国際ビル４階415Ａ
清算株式会社　株式会社しまだ
代表清算人　宮原　一東
1　決定年月日　令和７年５月28日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　別紙協定債権額一覧表記載の各協定債権者は清算株式会社に対し、各協定債権について、本協定認可決定確定時にその債務の全額を免除する。
2　前項の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する（なお、弁済は各協定債権者の指定する口座に振込送金する方法によって行うものとし、振込費用については清算株式会社の負担とする。）。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（ヒ）第５号**
静岡市葵区牧ヶ谷2114番地
清算株式会社　株式会社インテルナ南條
代表清算人　南條　廣二
1　決定年月日　令和７年５月23日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　本協定の対象となる債権
令和７年３月17日（以下「本開始決定日」という。）までの原因に基づいて発生した協定債権を特別清算債権とする。
2　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定における弁済は、特別清算債権を有する債権者（以下「特別清算債権者」という。）の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。
ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
⑵　按分弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　担保権付債権
1　定義
本協定における担保権付債権とは、特別清算債権のうち清算株式会社が所有する不動産、その他の資産について、本開始決定日までに対抗要件を備えた担保権（特別の先取特権、質権、抵当権又は民事留置権を除く留置権）を設定している債権で、その担保権で担保された範囲のものをいう。
2　評価の時期
担保権の対象となる資産は、令和６年５月31日時点の早期売却価格で評価する。
3　弁済
⑴　担保権の対象となる資産は、これを換価処分し、回収・換価代金から当該回収・換価手続に係る諸費用（建物消費税・印紙代・仲介手数料・登記費用・測量代・動産撤去費用・固定資産税及び都市計画税の売主負担分）を控除した額（以下「実質売却価格」という。）を、担保権の優先順位に従い、優先弁済を受け得る金額の範囲で、随時、各担保権付債権の弁済に充てる。
⑵　担保権付債権の弁済は、元本、利息、遅延損害金の順に充当するものとする。
4　残余債権の弁済及び放棄
⑴　第１回弁済
担保権の対象となる資産は、本協定の許可決定が確定する日（以下「本認可決定確定日」という。）までにその換価処分が終了した場合はその実質売却価格、同日までにそれが未了の場合は前記２による評価額をもって評価し、その担保権で担保された範囲を超える残額について、一般債権の例によって第１回弁済を行う。
⑵　最終弁済及び免除
担保権の対象となる資産は、実質売却価格をもってその担保権で担保された範囲とし、これを超える残額について、一般債権の例によって最終弁済及び債務免除を行う。